

会員ニュース

2023. 5 (新-126号)
一般社団法人日本電気管理技術者協会
事務局編集

大変ご無沙汰をしておりました。載せたいニュースが無い時は、申請書類の作成方法など皆様のお役に立てるような記事を載せてまいりたいと思っております。

遅くなりましたが、今年度も何卒宜しくお願い申し上げます。
事務局より「会員ニュース(126号)」をお届けいたします。



(2023年2月、東京駅 東京中央郵便局前から撮影)

1. 4月14日、電力安全課のHPに「保安ネットを利用した外部委託承認申請等の審査期間が変更になります」が掲載されました。

保安ネットを利用した電子申請の外部委託承認の承認期間は現在1週間（5営業日）ですが、7月1日より2週間と審査期間が延長となります。これにより来週までにというような急ぎの案件は受け付けられなくなります。

書類が到着してからPDF変換、入力書式作成作業など1件の案件で2時間以上準備に時間が掛かります。承認番号が下りるまで3週間から1ヶ月必要と設置者様に周知徹底をお願い致します。

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/data/20230424jikayou.pdf>

2. 同じく、3月17日、「講演動画をYouTubeにアップしました(令和4年度自家用電気工作物設置者及び電気主任セミナー)」が掲載されました。

令和4年度開催が中止となった「令和4年度電気管理技術者セミナー」の講演動画をYouTubeにアップしています。とのことです。

セミナー資料は今月送付予定です。必要部数をお知らせ下さい。

詳細は、下記のアドレスにアクセスし、動画をご覧ください。

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLcRmz7bR5W3lY4Ri5x28dV1SBQFJAufJo>

3. 「一般社団法人日本電気管理技術者協会 第10回(第11期)定期総会」を開催致します。

2月16日の役員会にて書面での開催が正式に決定致しました。
議案書は5月8日発送を予定しております。

「一般社団法人 日本電気管理技術者協会 第11期定期総会」

5月18日(木) 「YRイベントホール」

11:00 より 「定期総会」

12:30 より 「懇親会」 (今年も、昼食会で企画しました)

4. 協会役員改選の告示

会員の皆様へ、協会役員への立候補をお願いいたします。

協会「定款」により、現役員は全員任期の終了を迎えます。

今期(第11期)と来期(第12期)の2期・2年間の任期で役員候補者を募ります。

役員へ立候補を希望される方は、5月15日までに事務局へご連絡ください。

なお、役員立候補の対象者は正会員の方のみとなります。

再度、総会の予定をご確認いただき、全員のご出席をお願いいたします！！

5. 令和4年9月30日、電力安全課のHPに「「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン」のQ&A及び説明動画の掲載について」が掲載されました。

添付資料の【内規制定】「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインについて」によると太陽光発電でパソコンを遠隔で入り切り出来るなら区分Bにあたり対策が必要とのことでした。

対策としてはウイルスソフトの導入などで良いそうです。サイバーセキュリティの項目を加えた保安規程を作成中です。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220930.html

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/09/20220930-2.pdf

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230320-21.html

令和5年4月

自家用電気工作物設置者 様
電気保安法人代表者 様
保安ネット利用者 様

経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課長

保安ネットを利用した外部委託承認申請等の審査期間について（重要）

日頃より、電気保安行政にご協力をいただき、ありがとうございます。また、令和2年6月より運用開始しました保安ネットのご利用ありがとうございます。

さて、当課では保安ネットにより申請していただくことを標準的な申請方法としておりますが、提出されました申請書の内容に不備が多数あり、不備対応に時間を要しています。このため、今まで審査期間を7日間としておりましたが、令和5年7月1日より2週間といたします。

記

1. 行政サービスのデジタル化の促進のために、外部委託承認申請および保安規程届出等の手続きを行う際、保安ネットにより申請していただくことを引き続き標準的な申請方法といたします。
2. 令和5年7月1日より外部委託承認申請等の審査期間を標準処理期間である2週間とします。保安ネットによる申請の審査期間等については、以下のとおりといたします。

	保安ネットによる申請
審査期間	2週間
最大申請受付数 (1保安法人、1日あたり)	上限なし
承認番号連絡方法	保安ネットにより自動通知
<参考>申請から通知到達までの期間	2週間※

※紙申請の場合、施行文書の郵送到達まで3週間～1ヶ月程度時間を要します。

<保安ネットの操作方法に関するお問い合わせ>

保安ネット ヘルプデスク 電話：050-2018-8381 受付時間：平日9時～18時

<本紙に関する問い合わせ>

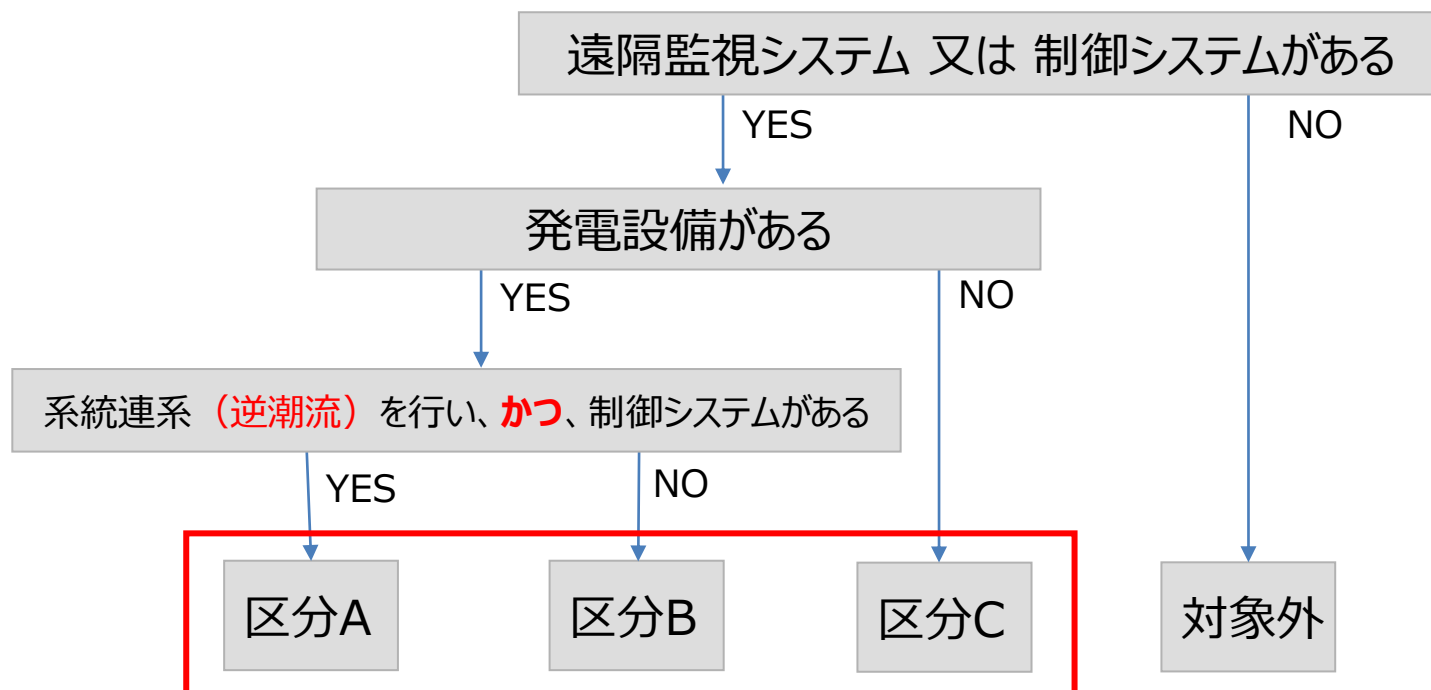
関東東北産業保安監督部電力安全課 HP お問い合わせ先（担当：自家用係）

<https://www.safety-kanto.meti.go.jp/denki/otoiawasesaki.htm>

自家用サイバーセキュリティ規制の対象システムの考え方

- ガイドラインの対象システムは、サイバー攻撃やサイバーセキュリティ確保の管理不良により、**電気工作物の保安の確保に支障を及ぼす可能性のある、遠隔監視システム、制御システム等**とする。
- また、ガイドラインの対象者は、**それらのシステム及び付随するネットワークを使用する者（設置者、保守点検を行う事業者（外部委託の保安管理業務受託者を含む）、遠隔サービス提供事業者などを想定）**とする。
- 対象となるシステムについては、系統連系における電力系統への影響に応じて、**区分A～Cに分類され、区分により勧告又は推奨となるガイドラインの条項がある。**

＜自家用サイバーセキュリティ規制の該当性確認のフロー＞



自家用サイバーセキュリティガイドラインは区分によって対策事項（レベル）を差別化

【内規制定】自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインについて

● 第1－3条（対象となるシステムの区分）

区分A：自家用電気工作物のうち系統連系する発電設備（蓄電設備を含む。以下同じ。）の制御システム

区分B：自家用電気工作物のうち系統連系する発電設備の遠隔監視システム並びに自家用電気工作物のうち系統連系しない発電設備の遠隔監視システム及び制御システム

区分C：自家用電気工作物のうち発電設備以外の設備の遠隔監視システム及び制御システム

区分B、区分Cについては、各条の規定はいずれも推奨的事項としているが、区分Aについては、系統連系先の一般送配電事業者等が定める系統連系技術要件に基づき、本ガイドラインにおいて勧告的事項としているものがある。

発電設備：火力発電所、水力発電所、太陽電池発電所、風力発電所等に施設する発電設備のほか、**需要設備の非常用予備発電装置**等

発電設備以外の設備：需要設備の受配電設備等

遠隔監視システム：自家用電気工作物の運転状況や構成設備の状態を、ネットワークを介して監視することができるもの（運転状況や構成設備の状態を監視するための機器を制御する機能を有する場合もあるが、発電した電気や使用するための電気の電路に施設された遮断器、開閉器の開閉操作等を行うことができないもの）

制御システム：自家用電気工作物の運転を制御することができるもの

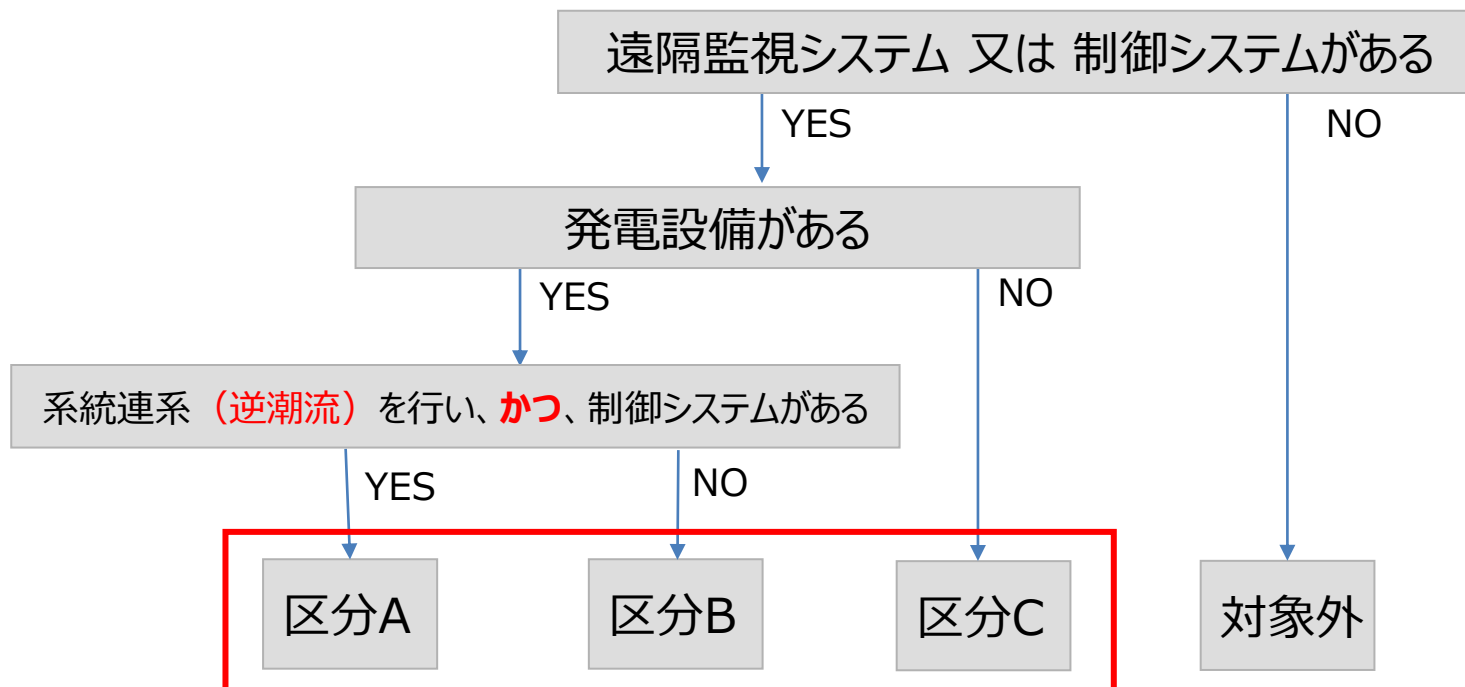
【内規制定】自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインについて

区分A：自家用電気工作物のうち系統連系する発電設備（蓄電設備を含む。以下同じ。）の制御システム

区分B：自家用電気工作物のうち系統連系する発電設備の遠隔監視システム並びに自家用電気工作物のうち系統連系しない発電設備の遠隔監視システム及び制御システム

区分C：自家用電気工作物のうち発電設備以外の設備の遠隔監視システム及び制御システム

＜自家用サイバーセキュリティ規制の該当性確認のフロー＞



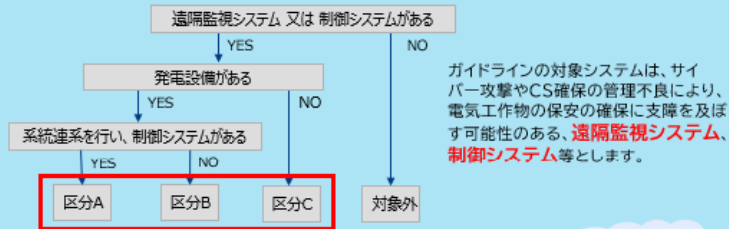
自家用サイバーセキュリティガイドラインは区分によって対策事項（レベル）を差別化

周知用のリーフレット

自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドラインの制定について

電気保安分野におけるスマート化の推進や再エネの導入拡大に合わせて、**自家用電気工作物(発電事業の一部を除く)に対し、令和4年10月1日より、サイバーセキュリティ(CS)の確保と保安規程への記載を求める**こととしました。
それに伴い、技術基準省令・解釈の改正及び「自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン(内規)」及び「電気事業法施行規則第50条第3項第9号の解釈適用に当たっての考え方(内規)」を制定しました。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/06/20220610.html

<自家用サイバーセキュリティ規制の該当性確認のフロー>

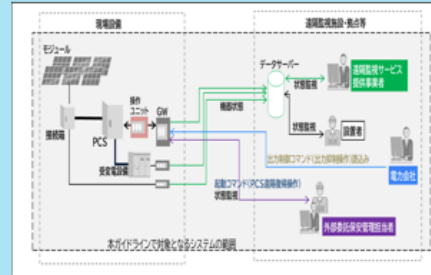


区分A～Cに応じて、CS対策の義務(勧告的事項)と推奨(推奨的事項)に分かれており、**対策事項(レベル)を基本推奨的事項とし、最低限の基準として区分Aのみ一部勧告的事項が**ございます。

ただし、同じ区分であっても、出力や電圧、設置環境等が異なるので、**社会的影響度を加味した対策**が必要です。

そのため、まずは**攻撃を受ける可能性のある設備や想定される被害を洗い出し、それに対する対策の必要性を検討**していただく必要があります。
それを踏まえて、**過度な負担にならない範囲で可能なCS対策から取り組んで**ください。

本ガイドラインの適用範囲は、設置者が施設する自家用電気工作物の遠隔監視システム及び制御システム並びにこれらのシステムに付随するネットワークを対象とし、**これらに携わる者**に適用します。



<これらに携わる者の具体例>

- ・ 設置者
- ・ 保安管理業務の外部委託の受託者
- ・ 系統接続先の電力会社
- ・ 遠隔監視サービス提供事業者など

セキュリティ管理責任組織を構築

サイバーセキュリティ対策のため、まず何を行うべきか

- ・ サイバー攻撃による被害を回避し、軽減するため、具体的には、次のようなサイバーセキュリティ対策が考えられます。
 - ✓ **機器における対策:** ウィルス対策ソフトの導入及び定期的なウイルスチェック、OS等の最新化、USBポート等の使用制限・物理的施設など
 - ✓ **通信における対策:** ネットワークの閉域網化、ネットワークの監視(FW、IPS/IDS、WAF等)、通信の暗号化、他ネットワークとの接続点の最小化、接続点の防衛措置など
 - ✓ **運用面での対策:** アカウントの制限、アクセス端末の制限、セキュリティマニュアルの整備など
 - ✓ **物理的な対策:** セキュリティ区画の設定、アクセス管理の実施など
- ・ サイバー攻撃による被害が生じた際、迅速に対応できるようにするため、次のようなサイバーセキュリティ対策も有効です。
 - ✓ **セキュリティ管理責任組織の設置、手順や報告先等の事前確認、組織内の体制・役割・責任・目的・対象システムの明確化、原因特定のためのアクセスログの記録、セキュリティ教育及び訓練、想定される被害の洗い出し及びその対策の要否**など
- ・ サイバーセキュリティ対策について不明な点があれば、(独)情報処理推進機構(IPA)や、サイバーセキュリティ専門事業者へ相談することを推奨します。